

平成 年（再 ）第 号  
再生債務者

異 議 通 知 書

再生債権者  
同代表者 殿

頭書事件について、再生債務者は、別紙債権認否一覧表記載のとおり異議を述べましたので通知します。

平成 年 月 日

再生債務者

同代理人弁護士

印

- ・ 一般（特別）異議申述期間 平成 年 月 日まで
- ・ 評価申立て期限 平成 年 月 日

（注 1） 異議の述べられた再生債権については、裁判所の評価の手続等を経ない限り、再生計画に従った弁済を受けることができません。

（注 2） 再生債務者による異議の内容を争うためには、上記の評価申立て期限（異議の述べられた再生債権が調査された異議申述期間の末日から 3 週間以内）までに、裁判所に対して、異議を述べた者を相手方として再生債権の評価の申立てをしなければなりません。

ただし、異議の述べられた再生債権について執行力ある債務名義又は終局判決がある場合には、異議を述べた者が再生債権の評価の申立てをすることになります（民事再生法 227 条 1 項）。